

議案第15号

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

費用弁償を支給する参考人等の範囲に葛飾区情報公開・個人情報保護審議会条例及び葛飾区行政不服審査会条例の規定に基づき出頭する者を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同条第4号中「含む。」の次に「又は同法第81条第3項において準用する同法第74条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第7号中「葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）第26条第3項又は葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第15条第5項」を「葛飾区情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年葛飾区条例第 号）第7条」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第 号）第8条第4項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により出頭する参考人又は鑑定人

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。